資料1

平成30年度保険料率について

平成30年1月16日 平成29年度第5回評議会

全国健康保険協会 島根支部
協会けんぽ

医療保険の平成30年度保険料率

- 平成30年度は、平成28年度の各支部の医療給付費等の実績に基づき、新たな保険料率に見直す
- 平均保険料率は10.00％
- 激変緩和率は7.2／10（現時点において未定）
- ４月納付（３月賦課）分の保険料率から新たな保険料率に変更

➢平成30年度<u>島根支部保険料率（案）は10.13％</u>

保険料率改定にかかる運営委員会・支部評議会のスケジュール

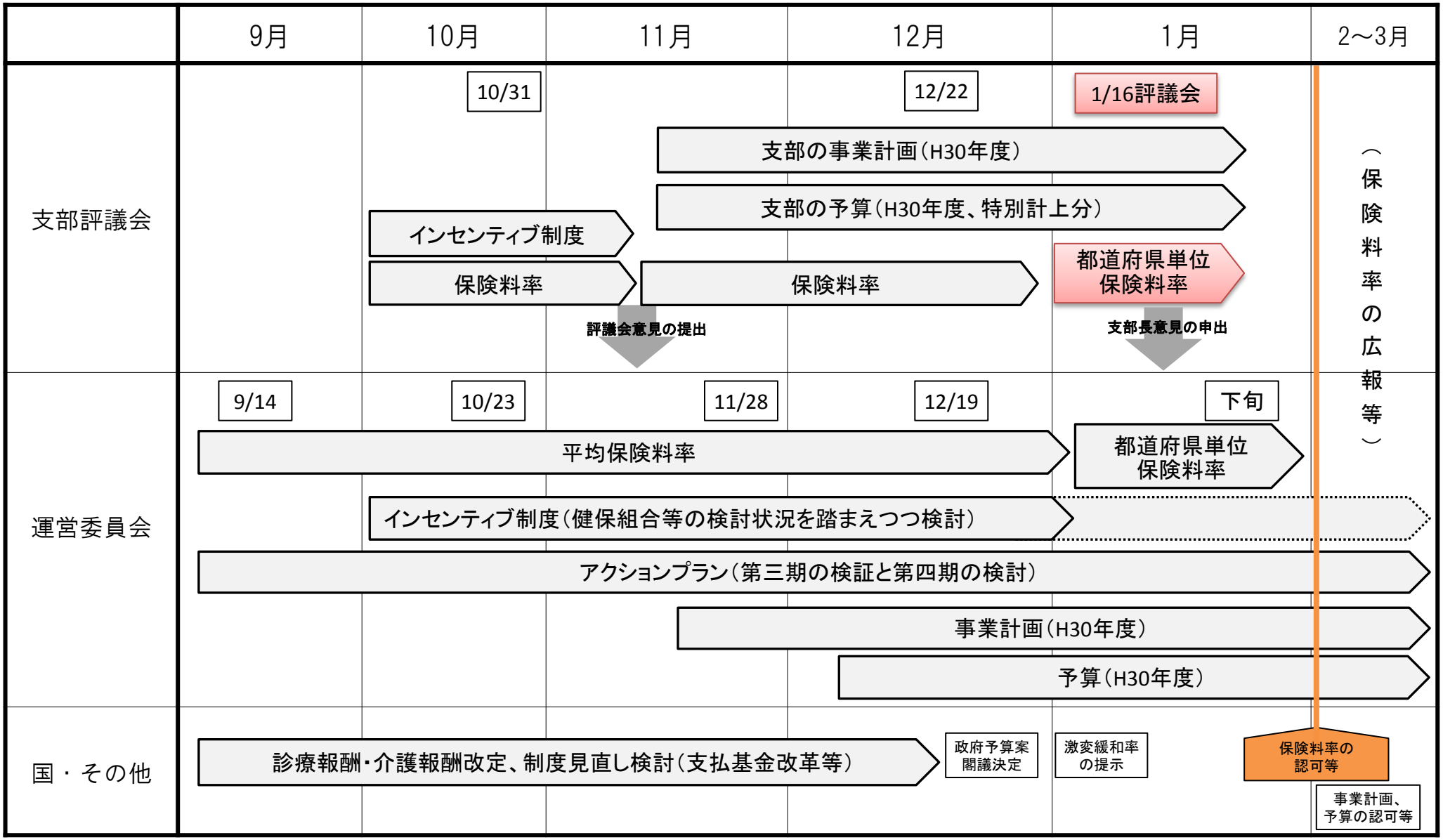

平成30年度保険料率に関する論点について

1．平均保険料率

«現状・課題»

✓ 平成28年度決算においては、収入が９兆6,220億円、支出が９兆1,233億円となり、収支差は4,987億円となった。一方で、この要因は、被保険者数の大幅な増加（※）による収入の増加に対し、診療報酬のマイナス改定や制度改正等の一時的な要因が重なり支出の伸びが抑えられたためであり、今後もこうした傾向が続くものではない。

※ 現役世代の人口が減少する中で、協会けんぽの被保険者数については、日本年金機構の適用促進対策の強化等の影響により近年大幅に増加しており、平成28年度は協会けんぽ発足以降過去最大の3.5%の伸びとなっている。

✓ 平成28年度決算を踏まえた準備金残高は１兆8,086億円となり、法定準備金（給付費等の１か月分）の2.6か月分となった。しかしながら、平成４年度には現在よりも多い法定準備金の約４か月分を確保していたにもかかわらず、バブル崩壊等の影響により、わずか４年後には準備金が半分以下になり、平成9年には枯渇する見通しとなったが、制度改正（患者負担の引上げ）によりこれを回避した歴史的経緯を踏まえれば、現状の準備金の水準が十分なものであるかは慎重な検証が必要。

✓ 依然として、協会けんぽでは医療費の伸びが賃金の伸びを上回るという財政の赤字構造が解消されていないことに加え、団塊の世代が75歳以上となり、高齢者医療費の増加が見込まれる2025年を見据えれば、後期高齢者支援金等の規模は今後も拡大していくことが見込まれ、今後の財政状況については予断を許さない状況にある。

【論点】

➢ 協会けんぽの近年の財政状況や今後の５年収支見通し、医療保険制度全体の動向なども踏まえて、今後の協会けんぽの財政状況についてどのように考えるか。

➢ 平成29年度保険料率に係る運営委員会の議論においては、保険料率の設定に際して、協会けんぽの財政状況を短期で考えるか長期で考えるかは選択の問題であるとされたが、医療保険のセーフティネットとして協会けんぽに求められている役割等も踏まえ、今後の財政状況をどの程度のスパンで考えていくか。

➢ 上記も踏まえ、平成30年度及びそれ以降の保険料率のあるべき水準についてどのように考えるか。

２．都道府県単位保険料率を考える上での激変緩和措置

«現状・課題»

✓ 激変緩和措置の解消期限については、平成18年の健康保険法等一部改正法の附則において、「平成36年３月31日までの間において政令で定める日」とされ、これを受けた政令において、「平成32年３月31日」（平成31年度末）とされている。

✓ これまで段階的に激変緩和措置の解消を図っており、平成29年度の激変緩和措置率は5.8/10。激変緩和措置の解消期限までに均等に引上げを図っていく場合の毎年の激変緩和率は、1.4/10ずつの引上げとなる。

✓ 平成30年度から本格実施（保険料率にも反映）するインセンティブ制度については、実際の保険料率への反映は、激変緩和措置の終了後の平成32年度からとなる。

【論点】

➢ 激変緩和措置の解消期限を踏まえ、平成30年度の激変緩和率についてどのように考えるか。

３．保険料率の変更時期

«現状・課題»

✓ これまでの保険料率の改定においては、都道府県単位保険料率へ移行した際（21年9月）及び政府予算案の閣議決定が越年した場合を除き、４月納付分（３月分）から変更している。

【論点】

➢ 平成30年度保険料率の変更時期について、平成30年４月納付分（３月分）からでよいか。

平成30年度保険料率に関する島根支部評議会意見

1．30年度の平均保険料率について

○現状維持に関するその他の意見

事業主代表

企業経営者としては、平均保険料率１０％を維持してもらいたいと思っている。来年度より労働法改正による無期雇用転換が始まり、正規職員が増えると思うが、これで島根県の労働人口が増えるわけではない。島根の若者は地元就職しない。賃金も島根は全国並みには増えていない。こうした状況の中で、保険料率１０％を維持する施策を考えていかなければならない。

学識経験者

事業主は、保険料率についてできるだけ景気に左右されないよう平準化していくことを希望する。しかし、医療費は高齢化の進展等を背景に、景気とは無関係に増え続けており、現役世代の保険料をなるべく上げないためには、医療費支出の伸びを抑制することが優先である。現在景気がよいといわれるが、ほとんどの県で賃金は上がらず現役世代が苦しい状況に変わりはない。

2．30年度の激変緩和措置について

２－①･②激変緩和措置を早期に解消するべき

学識経験者

激変緩和措置が平成32年3月末と政令で定められているが、将来が不透明であることを考えると、加入者の理解が得られやすい景気がよい時に早めに解消していくのも一つの方法ではないか。

２－②･③激変緩和措置の解消を可能な限り緩やかにするべき（期限延長を含む）

学識経験者

島根県では急性期病院が多い医療供給体制となっており、また、医療費のかかる高齢者の割合も多いことから、医療費削減は現実的に難しい。このため、激変緩和措置はなるべく長くしてもらいたい。

3．保険料率の変更時期について

4月納付分からの改定が望ましい

評議会の意見

平成30年4月納付分よりの変更でよい。

運営委員会における意見

平成 30 年度保険料率について

平成 29 年 12 月 19 日
全国健康保険協会運営委員会

本委員会においては、本年 9 月から 4 回にわたり、協会の近年の財政状況、5 年収支見通しや今後の保険料率のシミュレーション、医療保険制度全体の動向なども踏まえて議論を行ってきた。また、支部評議会においても同様に議論が行われた。その意見の概要は別紙のとおりである。これらを踏まえ、当委員会における平成 30 年度保険料率に係る議論について、以下のとおり整理する。

1．平均保険料率

○ 平成 29 年度保険料率に係る本委員会の議論の整理（平成 28 年 12 月 6 日に開催の本委員会資料 1 － 1 参照）においては、法令上、黒字基調の場合の協会けんぽの保険料率の設定には裁量の幅があることから、財政の状況について、短期で考えるか中長期で考えるかは選択の問題であることが確認された。

○ また、近年の協会けんぽの財政状況については、平成 28 年度決算において、被保険者数の大幅な増加や診療報酬のマイナス改定等の制度改正といった一時的要因により 4,987 億円の黒字決算となり、準備金残高は 1 兆 8,086 億円、保険給付費等の 2.6 か月分という状況になっている。

○ 一方で、協会けんぽでは、一人あたり保険給付費の伸びが一人あたり標準報酬月額の伸びを上回るという財政の赤字構造が依然として解消しておらず、団塊の世代が後期高齢者となっている 2025 年を見据えれば、今後高齢者医療費への拠出金が増大することも見込まれる。

○ さらに、平均保険料率を維持した場合と平成 30 年度から引き下げた場合の今後の保険料率のシミュレーションが事務局から新た

に示され、いずれの場合においても、長期的に見た場合の保険料率の上昇が見込まれ、平成 30 年度から保険料率を引き下げた場合には、より早い時期に保険料率を引き上げざるを得ない見込みが示された。

○ 本委員会ではこのような現状を踏まえて議論を行い、以下のような意見があった。

【平均保険料率について】

■ 今後も一人あたり保険給付費の伸びが一人あたり標準報酬月額の伸びを上回る構造は変わらないと思われるとともに、また、高齢化に伴い高齢者医療への拠出金の増大も予測されるなか、特に 2025 年度以降に保険料率を大幅に上げざるをえない状況になるのではないかという懸念があることから、長期的スパンで保険財政を考えた方が良く、平均保険料率 10%は維持すべき。

■ 一度保険料率を引き下げ、数年後に保険料率を引き上げた場合、加入者・事業主が感じる負担感は非常に大きい。平均保険料率 10%は、限界に近いものがある。

■ 赤字の健康保険組合が 500 以上あり、保険料率 10%以上の健康保険組合も増加する一方で、協会けんぽが保険料率を引き下げることはバランスを欠く。

■ 一度保険料率を引き下げても数年間は財政を維持できるようであれば、引下げを行うべき。

■ 中小企業の経営を考慮し、準備金が増加していく場合には、少しは保険料率を引き下げる気持ちがなければいけない。

■ 5年先 10 年先の状況の変化は読みづらいので、引き下げられる時は引き下げ、状況に応じて引き上げるといった形でもよいのではないか。

【保険料率を考えるに当たっての留意点について】

■ 公的医療保険は単年度収支均衡が原則である一方、協会けんぽは国庫補助を受けていることから、その持続可能性や安定的運営を十分考慮する必要がある。

■ 協会けんぽ発足前には、保険料率の引下げにより国庫補助が減額されるという事態が起こっているので、保険料率の引下げは慎重に考えなければならない。

２．都道府県保険料率を考える上での激変緩和措置

平成 30 年度の激変緩和率は 7.2/10 に引上げることで特段の異論はなかった。

３．保険料率の変更時期

平成 30 年４月納付分から変更するということについて、特段の異論はなかった。

第89回全国健康保険協会運営委員会（29年12月19日）理事長発言要旨

今回の議論に当たり、先ほどの資料１にも記載のとおり、協会の保険料率の設定には裁量の幅があり、財政状況の期間をどのように考えるかは選択の問題ではあるが、より中長期の財政見通しも踏まえながらご議論いただくため、委員の皆様からのご提案に基づき、今回は今後の保険料率のシミュレーションを新たに提示させていただいた。

これを見ると、平均保険料率の10%を維持した場合であっても、中長期的には10%を上回るという大変厳しい結果となっている。このシミュレーションでは、医療費の伸びが賃金の伸びを上回る財政の赤字構造が続いていくことや、団塊の世代が全て後期高齢者となっている2025年度以降も高齢者医療への拠出金が増大していくことが前提となっているが、医療費適正化等の保険者努力を尽くしてもなお、こうした前提は現実として直視せざるを得ない状況にあると考えている。

今回、運営委員や各支部の評議員の皆様からの意見では、平均保険料率10%維持と引下げの両方のご意見をいただいた。従来から平均保険料率10%が負担の限界であると訴えてきており、やはり中長期で見て、できる限りこの負担の限界水準を超えないようにすることを基本として考えていく必要がある。

また、協会けんぽは被用者保険のセーフティネットとしての役割が求められ、それを支えるために、厳しい国家財政の中でも多額の国庫補助が投入されていることも踏まえれば、加入者や事業主の皆様はもちろんのこと、広く国民にとって十分にご理解いただける保険料率とする必要があると考える。

以上を踏まえ、協会としては、平成30年度の保険料率については10%を維持したいと考える。

なお、激変緩和率については、平成31年度末とされた現行の解消期限を踏まえて計画的に解消していく観点から、平成30年度は10分の7.2として10分の1.4の引き上げを厚生労働省に要望し、保険料率の変更時期については、平成30年４月納付分からとしたいと考えている。

最後に、来年度以降の保険料率についての議論のあり方について、一言申し上げたい。これまで３年間、財政的に余裕があるという恵まれた、しかし同時に議論が難しい状況において、翌年度の保険料率の議論を行ってきたが、先ほども申し上げたとおり、医療費の伸びが保険料のベースとなる賃金の伸びを上回るという財政の赤字構造や更なる人口高齢化に伴う拠出金の増大は、容易に変わるとは考えられず、このため収支見通しが大幅に変わるとも考えにくい。

保険料率をどれほどのタイムスパン、時間の幅で考えるかは保険者としての裁量の問題、選択の問題であるが、私どもとしては、やはり中期、５年ないし2025年問題と言われている以上、その辺りまで十分に視野に入れなければならないと考えている。３回目の議論を終えるに当たり、中長期で考えるという立ち位置を明確にしたいと考えている。

平成30年度協会けんぽの収支見込（医療分）

①協会けんぽの収支見込（医療分）

（単位：億円）

		28年度	29年度	30年度	備考
		決算	直近見込 （29年12月）	政府予算案を踏まえた見込 （29年12月）	
収入	保険料収入	84,142	88,115	91,424	24-29年度保険料率： 10.00% 30年度保険料率： 10.00%
	国庫補助等	11,897	11,343	11,846	
	その他	181	170	198	
	計	96,220	99,628	103,468	
支出	保険給付費	55,751	58,487	60,947	
	老人保健拠出金	0	0	－	拠出金対前年度比 ▲ 217 ＋ 1,182 ＋ 965 ▲ 661
	前期高齢者納付金	14,885	15,495	15,278	
	後期高齢者支援金	17,699	18,352	19,534	
	退職者給付拠出金	1,093	1,066	405	
	病床転換支援金	0	0	0	
	その他	1,805	2,313	2,794	
	計	91,233	95,714	98,957	○30年度の単年度収支を均衡させた場合の保険料率 30年度均衡保険料率： 9.50%
単年度収支差		4,987	3,914	4,511	
準備金残高		18,086	22,001	26,512	

注） 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

②協会けんぽの収支見込（医療分）～実力ベースの30年度収支見込（粗い試算）～

➢診療報酬改定等の要因がなかったとした場合の試算

参　考

（単位：億円）

		28年度 決算	29年度 直近見込（29年12月）	30年度 政府予算案を踏まえた見込（29年12月）	30年度 実力ベースの見込	備考
収入	保険料収入	84,142	88,115	91,424	91,424	24-29年度保険料率： 10.00%
	国庫補助等	11,897	11,343	11,846	12,026	30年度保険料率： 10.00%
	その他	181	170	198	198	
	計	96,220	99,628	103,468	103,648	
支出	保険給付費	55,751	58,487	60,947	61,837	
	老人保健拠出金	0	0	－	－	
	前期高齢者納付金	14,885	15,495	15,278	15,168	
	後期高齢者支援金	17,699	18,352	19,534	20,074	
	退職者給付拠出金	1,093	1,066	405	925	
	病床転換支援金	0	0	0	0	
	その他	1,805	2,313	2,794	2,794	
	計	91,233	95,714	98,957	100,797	○30年度の単年度収支を均衡させた場合の保険料率
単年度収支差		4,987	3,914	4,511	2,851	30年度均衡保険料率： 9.50%
準備金残高		18,086	22,001	26,512	22,591	実力ベースの30年度均衡保険料率： 9.69%

診療報酬改定等の要因がなかった場合

▲1,660

【要因の内訳】
・診療報酬改定（▲920）
・制度改正影響（▲580）
・拠出金の精算分（▲160）

注）　端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

単年度収支差と準備金残高等の推移（協会会計と国の特別会計との合算ベース）

○ 協会けんぽは、各年度末において保険給付費や高齢者拠出金等の支払いに必要な額の1カ月分を準備金（法定準備金）として積み立てなければならないとされている（健康保険法160条の2）。

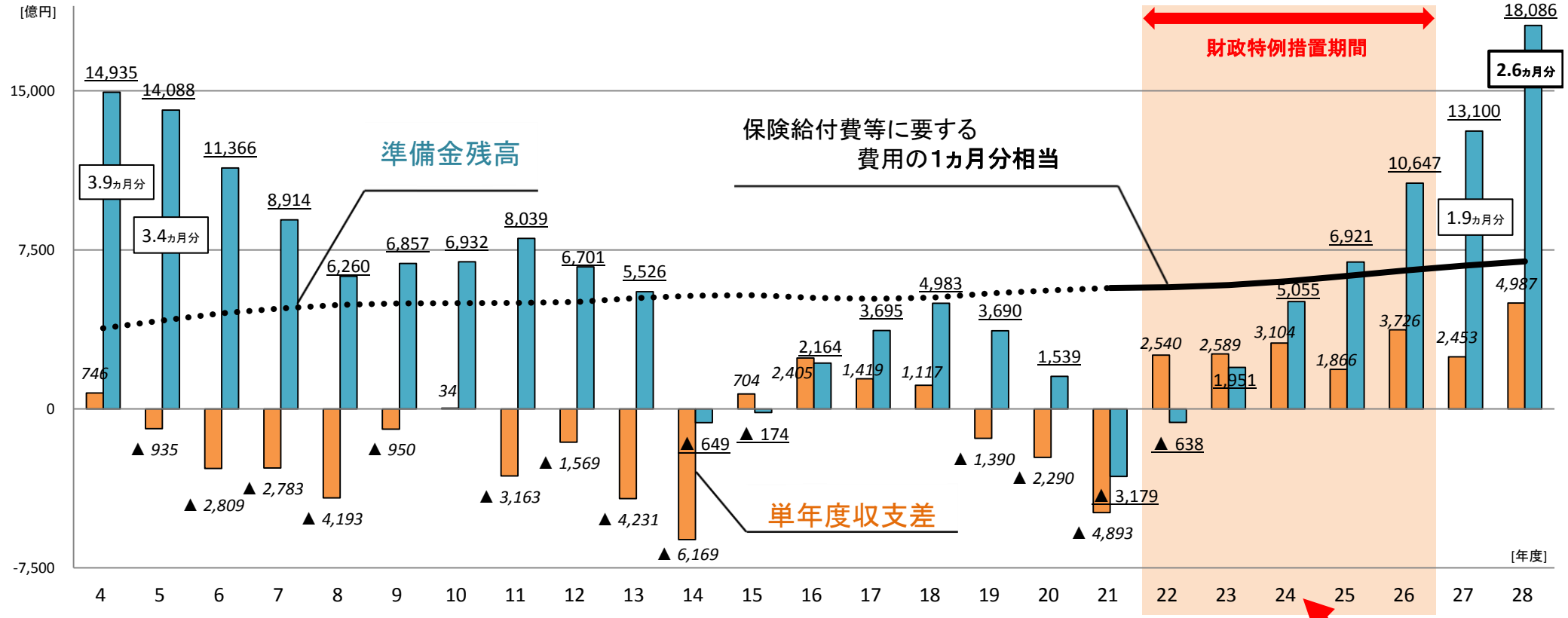

（4年度）
・国庫補助率
16.4%→13.0%

（6年度）
・食事療養費
制度の創設

（9年度）
・患者負担2割

（10年度）
診療報酬・薬価等
のマイナス改定

（12年度）
・介護保険制度導入

（15年度）
・患者負担3割、総報酬制へ移行

（14年度、16年度、18年度、20年度）
診療報酬・薬価等のマイナス改定

老人保健制度の対象
年齢引上げ（14年10月～）

（20年度）
・後期高齢者
医療制度導入

（22年度）
・国庫補助率
13.0%→16.4%

（27年度）
・国庫補助率
16.4%

（28年度）
診療報酬・薬価等
のマイナス改定

保険料率
8.4% → 8.2%（H4.4月～） → 8.5%（H9.9月～） → 8.2%（H15.4月～） → 9.34%（H22年度） → 9.50 %（H23年度） → 10.00 %（H24年度～） →

（注）1.平成8年度、9年度、11年度、13年度は国の一般会計より過去の国庫補助繰延分の返済があり、これを単年度収支に計上せず準備金残高に計上している。
2.平成21年度以前は国庫補助の清算金等があった場合には、これを単年度収支に計上せず準備金残高に計上している。

協会けんぽの保険財政の傾向

○ 近年、医療費（1人当たり保険給付費）の伸びが賃金（1人当たり標準報酬）の伸びを上回り、協会けんぽの保険財政は赤字構造となっている。

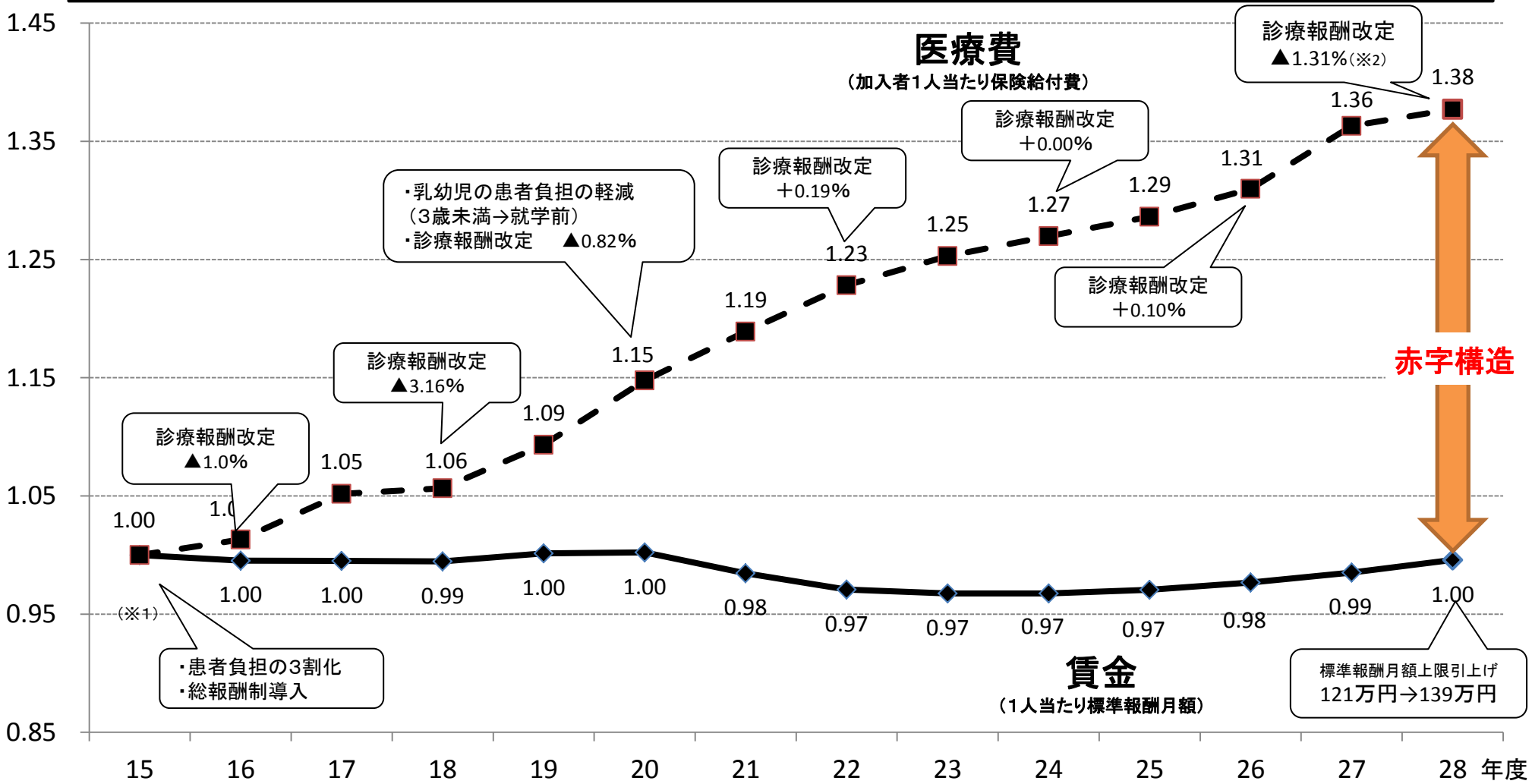

（※1）数値は平成15年度を1とした場合の指数で表示したもの。
（※2）▲1.31%は、28年度の改定率▲0.84%に薬価の市場拡大再算定の特例の実施等も含めた実質的な改定率である。

協会けんぽの都道府県単位保険料率の設定のイメージ

都道府県単位保険料率では、年齢構成の高い県ほど医療費が高く、保険料率が高くなる。また、所得水準の低い県ほど、同じ医療費でも保険料率が高くなる。このため、都道府県間で次のような年齢調整・所得調整を行う。

※都道府県単位保険料率になることで、保険料率が大幅に上昇する場合には、激変緩和措置を講じる。

全国一本の保険料率（20年9月まで）

都道府県単位保険料率（20年10月から）：年齢構成が高く、所得水準の低いA県の例

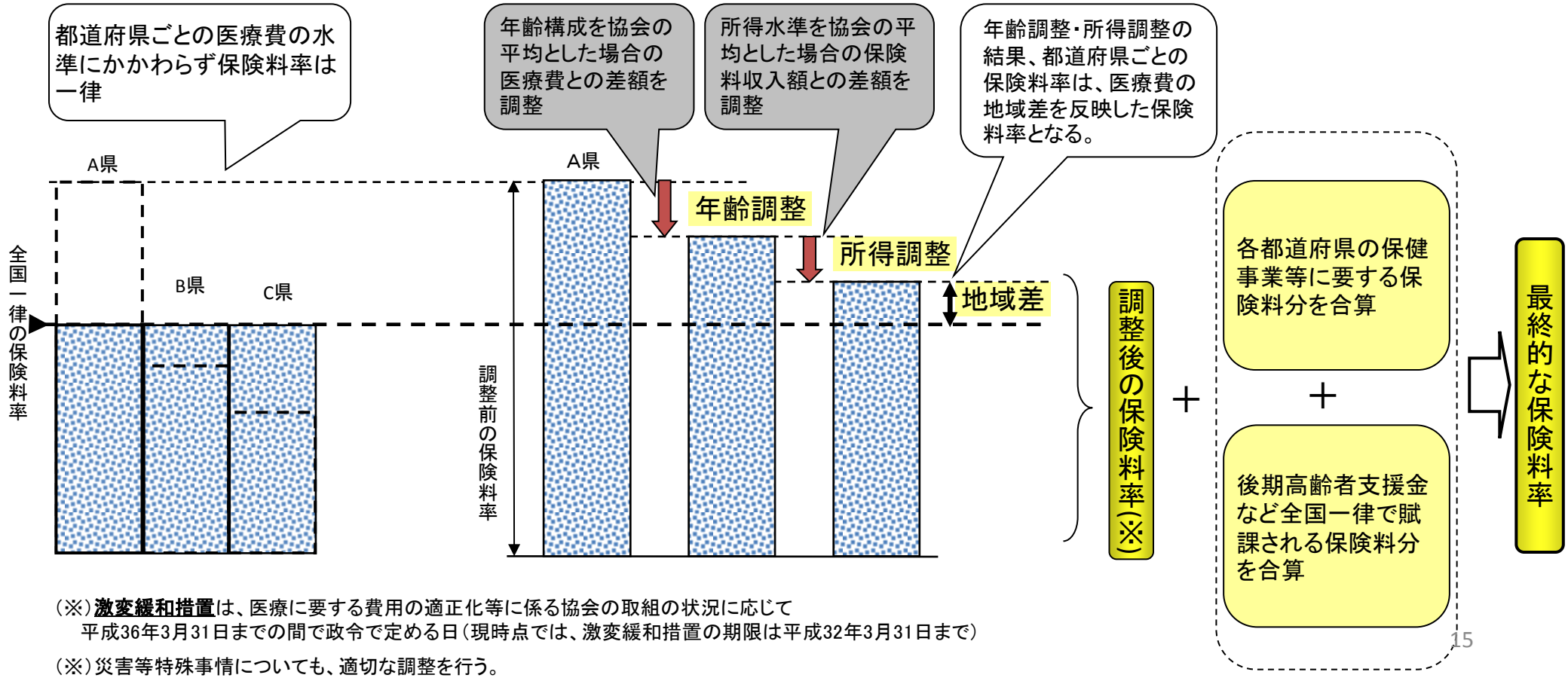

（※）**激変緩和措置**は、医療に要する費用の適正化等に係る協会の取組の状況に応じて平成36年3月31日までの間で政令で定める日（現時点では、激変緩和措置の期限は平成32年3月31日まで）

（※）災害等特殊事情についても、適切な調整を行う。

激変緩和措置について

○　全国一律の保険料率から都道府県毎の保険料率への移行に当たって、その円滑な移行を図るため、激変緩和措置を講じた上で、保険料率を設定。

○　激変緩和措置の具体的内容は、国の政令にて定められており、実際の保険料率と全国平均の保険料率との差が調整される。（平成29年度については「10分の５．８」）

【激変緩和措置のイメージ】

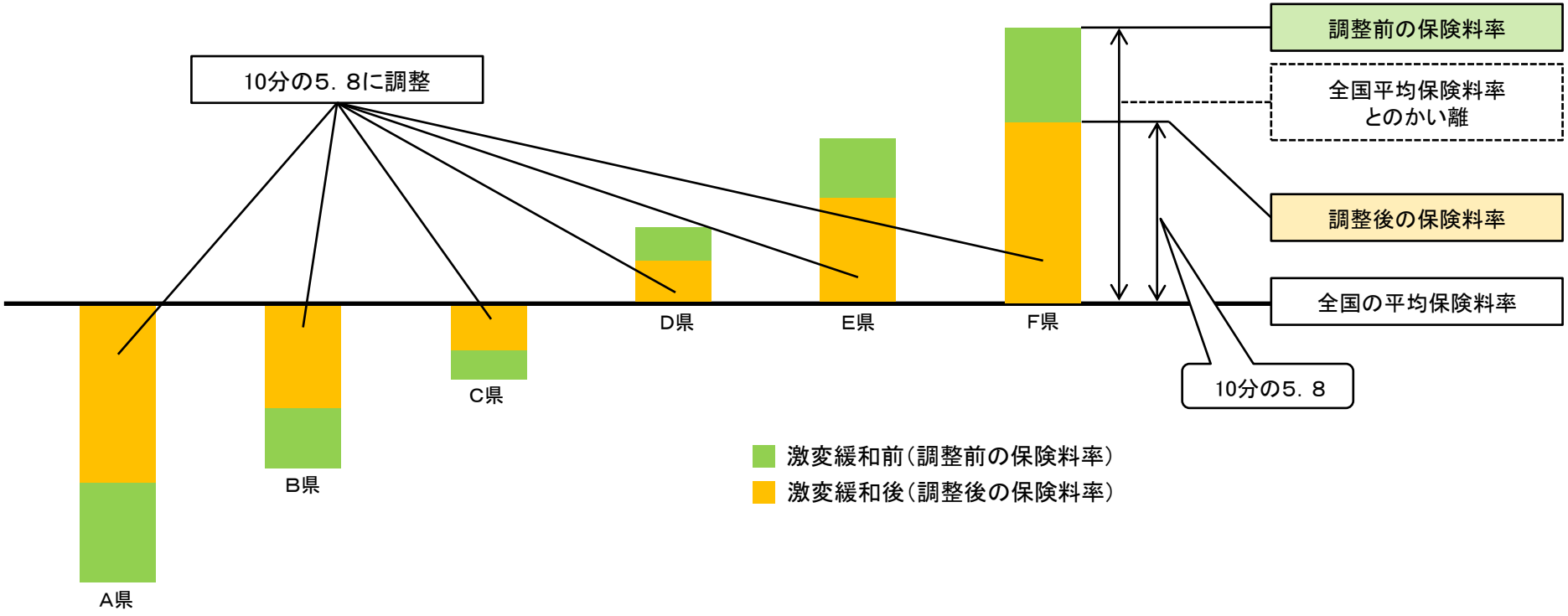

【激変緩和措置と島根支部保険料率の推移】

		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
激変緩和措置		10分の1	10分の1.5	10分の2	10分の2.5	10分の2.5	10分の2.5	10分の3	10分の4.4	10分の5.8
島根支部	保険料率（激変緩和前）	8.25%	9.36%	9.54%	10.02%	10.08%	10.15%	10.09%	10.12%	10.15%
	保険料率（激変緩和後）	**8.21%**	**9.35%**	**9.51%**	**10.00%**	**10.00%**	**10.00%**	**10.06%**	**10.09%**	**10.10%**
	（参考）保険料額※	9,852円	11,220円	11,412円	12,000円	12,000円	12,000円	12,072円	12,108円	12,120円
（参考）全国平均保険料率		8.20%	9.34%	9.50%	10.00%	10.00%	10.00%	10.00%	10.00%	10.00%

※保険料額は平成29年9月の島根支部における平均標準報酬月額240千円より算出した被保険者負担額（折半額）

【激変緩和による平成29年度都道府県単位保険料率について】

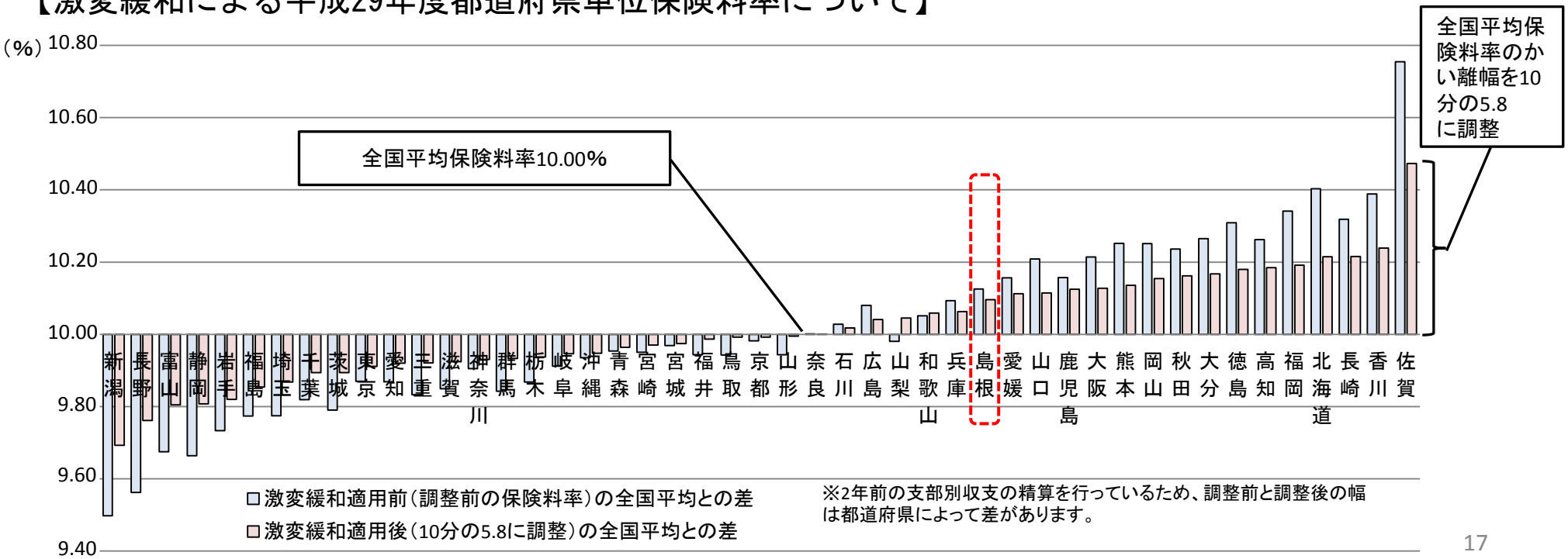

平成30年度の都道府県単位保険料率の計算方法

30年度の都道府県単位保険料率 ＝ （A）第1号都道府県単位保険料率（医療給付費に係る料率）※激変緩和措置後 ＋ （B）第2号都道府県単位保険料率（現金給付・高齢者支援金等に係る料率）

＋ （C）第3号都道府県単位保険料率（特別計上・28年度精算分を除く） － （D）収入等見込額相当率（雑収入等） ＋ （E）特別計上分・28年度精算分料率

平成30年度島根支部保険料率（案）

第1号都道府県単位保険料率（A）	**5.28%**
共通料率（B＋C－D）	**4.83%**
第2号都道府県単位保険料率（B）	4.07%
第3号都道府県単位保険料率（C）	0.79%
収入等見込額相当率（D）	0.02%
特別計上分・28年度精算分料率（E）	**0.02%**
計	**10.13%**

（注）
・（A）について、**激変緩和前の料率は5.33%**。
・保険料率の表示については小数点第3位を四捨五入しているため、合計と一致しない。

第1号保険料率に係る経費

（単位：百万円）

島根支部の医療給付費		年齢調整額（※1）		所得調整額（※2）		**調整後第1号経費**
34，004	＋	▲1，208	＋	▲3，210	＝	29，586

※1　年齢調整額　＝（全国平均1人当たり給付費に支部の加入者数を乗じた額）－（全国平均の年齢階級別の加入者1人当たり給付費ごとに支部の年齢階級別の加入者数を乗じた額の合計）

※2　所得調整額　＝（全国の給付費の総計を支部ごとの総報酬額で按分した額）－（全国平均の加入者1人当たり給付費に支部の加入者数を乗じた額）

第1号保険料率の計算（激変緩和前）

（単位：百万円）

年齢・所得調整後の第1号経費		島根支部の総報酬額		**第1号都道府県単位保険料率（激変緩和前）**
29，586	÷	555，290	＝	5．33％

（注）保険料率の表示については小数点第3位を四捨五入している。

（A）第1号保険料率の計算（激変緩和後）

全国平均 第1号保険料率		第1号都道府県単位保険料率 （激変緩和前）		全国平均 第1号保険料率				**第1号都道府県単位保険料率 （激変緩和後）**
5．17%	＋	（ 5．33%	－	5．17% ）	×	7．2／10	＝	5．28%

（B）第2号保険料率の計算

（単位：百万円）

第2号経費合計額（全国）		総報酬按分率（※3）		島根支部総報酬額		第2号都道府県単位保険料率
3，718，432	×	0．00608	÷	555，290	＝	4．07%

※3　総報酬按分率　＝　総報酬額（島根支部）　÷　総報酬額（全国）

（注）保険料率の表示については小数点第3位を四捨五入している。

（C）第3号保険料率の計算（特別計上、28年度精算分を除く）

（単位：百万円）

第3号経費合計額（全国）		総報酬按分率		島根支部総報酬額		第3号都道府県単位保険料率（特別計上、28年度精算分を除く）
721，592	×	0．00608	÷	555，290	＝	0．79%

（D）収入等見込額相当率の計算

（単位：百万円）

その他収入合計額（全国）		総報酬按分率		島根支部総報酬額		収入等見込額相当率
21，920	×	0．00608	÷	555，290	＝	0．02%

（E）特別計上分・28年度精算分料率

（単位：百万円）

特別計上分		28年度精算分		島根支部総報酬額		第3号都道府県単位保険料率
（ 0	＋	96 ）	÷	555，290	＝	0．02%

（注）保険料率の表示については小数点第3位を四捨五入している。

都道府県単位保険料率の算定に係る基礎データ（平成30年度見込み）

【支出】 （百万円）

法第160条第3項第1号経費		
・医療給付費（国庫補助を除く）		4,721,865
法第160条第3項第2号経費		
・現金給付費等（国庫補助、日雇拠出金を除く）		417,678
・拠出金等（国庫補助を除く）		3,300,754
	・前期高齢者納付金	1,306,931
	・後期高齢者支援金	1,953,329
	・退職者給付拠出金	40,481
	・病床転換支援金	13
法第160条第3項第3号経費		
・協会業務経費（国庫補助を除く）		135,821
・一般管理費（国庫負担を除く）		49,058
・貸付金		183
・雑支出		54,096
・準備金積立て		451,142
*事務経費・雑支出（国）		31,293
合　　計		**9,161,890**

【収入】 （百万円）

保険料収入	
・保険料収入（一般分）	9,140,122
その他収入	
・貸付金返済収入	183
・雑収入	18,186
*日雇特例被保険者保険料収入	2,271
*雑収入等（国）	1,280
合　　計	**9,162,042**

（注）・*については、国の予算において計上されるもの。
・第1号経費の医療給付費は、特別の事情に係る額（原爆医療費及び療養担当手当等に係る額等）を控除したものであり、当該控除額は第2号経費の現金給付費等に含まれている。
・第3号経費及びその他収入において、平成28年度の都道府県支部ごとの収支における収支差の精算分は含まれていない。また、第3号経費の業務経費における支部ごとの特別計上分は含まれていない。

年齢階級別加入者1人当たりの医療給付費と加入者数（平成30年度見込み）

年齢（歳）	全国1人当たりの医療給付費（円）	加入者数（百人）	
		島根	全国
0～ 4	178,521	139	19,827
5～ 9	89,551	150	21,322
10～14	68,424	156	21,756
15～19	54,112	167	23,324
20～24	50,950	167	26,029
25～29	62,990	164	27,467
30～34	72,147	194	30,994
35～39	78,342	221	34,414
40～44	86,717	249	39,687
45～49	105,637	211	35,649
50～54	136,184	195	30,211
55～59	171,240	221	28,997
60～64	215,802	220	27,693
65～69	281,177	156	19,533
70～74	436,176	53	7,509
計	119,720	2,664	394,410

医療給付費と総報酬月額（平成30年度見込み）（単位：百万円）

	島根	全国
医療給付費（国庫補助除く）	34,004	4,721,865
総報酬額	555,290	91,401,222

平成28年度の都道府県支部別の収支差（単位：百万円）

島根	▲96

介護保険の平成30年度保険料率について

介護保険の保険料率については、単年度で収支が均衡するよう、介護納付金の額を総報酬額で除したものを基準として保険者が定めると健康保険法で法定されている。

30年度は、29年度末に見込まれる剰余分（205億円）も含め、単年度で収支が均衡するよう
1.57%（4月納付分から変更）とする。

※ 30年度政府予算案では、介護納付金は9,729億円と前年度比で129億円の減少の見込み。

（参考） 健康保険法160条16項

介護保険料率は、各年度において保険者が納付すべき介護納付金（日雇特例被保険者に係るものを除く。）の額（協会が管掌する健康保険においては、その額から第153条第2項の規定による国庫補助額を控除した額）を当該年度における当該保険者が管掌する介護保険第2号被保険者である被保険者の総報酬額の総額の合算額の見込額で除して得た率を基準として、保険者が定める。

各年度の介護保険料率は、次の算式により得た率を基準として、保険者が定めることとなっている。

$$\text{介護保険料率} = \frac{\text{介護納付金の額} - \text{国庫補助額等}}{\text{介護保険第2号被保険者（40歳～64歳）の総報酬額総額の見込}}$$

1.65%から30年4月以降に1.57%へ引き下げた場合の30年度の保険料負担の影響（被保険者1人当たり、労使折半前）

〔年額〕 3,386円 （69,853円 → 66,467円） の負担減
〔月額〕 282円 （ 5,821円 → 5,539円） の負担減

（注1） 標準報酬月額を313,805円、賞与月額を年1.491月とした場合の負担を算出したものである。
（注2） 「年額」は30年度（12か月分）の影響額であり、「月額」については「年額」の影響を12で除したものである。

【介護保険料率の推移】

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
介護保険料率	1.19%	1.50%	1.51%	1.55%	1.55%	1.72%	1.58%	1.58%	1.65%

協会けんぽの収支見込（介護分）

（単位：億円）

		28年度	29年度	30年度	備考
		決算	直近見込 （29年12月）	政府予算案を踏まえた見込 （29年12月）	
収入	保険料収入	7,877	8,683	8,661	28年度保険料率： 1.58% 29年度保険料率： 1.65% 30年度保険料率： 1.57%
	国庫補助等	1,557	1,174	879	
	その他	0	0	0	
	計	9,434	9,856	9,540	納付金対前年度比 ⇒ ▲129
支出	介護納付金	9,503	9,858	9,729	
	その他	0	0	0	
	計	9,504	9,858	9,729	
単年度収支差		▲ 70	▲ 2	▲ 189	
準備金残高		207	205	17	

注） 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。